

どう申請する？ 事業復活支援金！

コロナ禍の影響で売上が下がった業者に、個人最大50万円（売上5割以上減）、年売上1億以下の法人は最大100万円（売上5割以上減）が交付されます。（売上3割以上5割未満減は個人最大30万円、法人最大60万円）



この制度に地域や業種による制限はありません。コロナ禍の影響で昨年11月～今年3月の売上が、一月でも3割以上減少していれば対象になります。

いつといつの売上を比べるのか

2021年11月・12月、2022年1月・2月・3月の5ヶ月のうち、もっとも売上が下がった月（支援金の計算根拠になる月）が「対象月」です。

白色申告者は、過去三年のうち売上がもっとも多かった年の総売上÷12の金額と比較します。

青色申告者と法人は、過去三年の対応する月のうち、売上がもっとも多かった月と比較します。

売上が減る前の「基準期間」は、2021年の11月・12

月を対象月にする場合、2020年・2019年・2018年になります。2022年の1月・2月・3月を対象月にする場合は、2021年・2020年・2019年になります。属する年の過去3年です

必要になるもの

- ・本人確認書類（個人）
- ・履歴事項全部証明書（法人）
- ・確定申告書の控え
（基準期間すべてを含む）
- ・売上台帳などの帳簿書類
- ・通帳
- ・宣誓・同意書

実際に申請する手順

まずネットでアカウントを登録します。必要書類を用意してから審査機関で事前審査を受け、認証されることで本申請が可能になります。

事業復活支援金のホームページで、事前審査を行う登録確認機関を検索できます。

くわしくは3月16日以降に民商にご相談ください。

尾北民商
ユニオン

2022年
3月14日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

感染防止対策協力金(1/21～3/6)の申請について

1/21～3/6分の協力金申請では、前回まで省略可能だった書類も提出を求められます。また、提出する書類は必ず控えをとり、5年間保管してください。

愛知県の開設した申請サポートサイトによれば、今回の申請には以下の書類等が必要になります。



- ①申請書、②誓約書、
- ③営業許可の写し、
- ④店舗現況書類：店の中・外・メニュー写真（今年1月以降）、昨年11月から今年1月までの売上帳簿の写し、2019年1～3月、2

- ⑤要請に応じた証拠書類：時短・休業のお知らせ、従前の営業時間のわかるもの、（酒類取り止めのわかるもの）、あいスタステッカー・ポスターの提示の写真、
- ⑥営業活動・売上高資料：確定申告書、決算書（青色）、収支内訳書（白色）の写し、
- ⑦本人確認書類の写し、⑧通帳・カードの写し、

前回から変更がない場合③、⑦、⑧は提出を省力できます。また元から酒類を提供していない店は、酒類取り止めの資料添付は不要です。

これまでの申請と比べて、必要とされる資料が多くなっています。迷った方は民商にご相談を。

コロナ禍の影響を受けて期限内に確定申告ができない人の為の簡易な延長について

濃厚接触者となり申告のための資料集めができなかったなどの事情がある人は、申告期限を延長することができます。申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と付記します。

注意点として、この申告延長を行った場合、申告書の提出日が納税の期限日となります。4月10日

に簡易な延長申告書を提出し、4月11日にこの申告に基づく納税を行った場合、期限後納付の扱いになります。確定申告の簡易な延長を行う人は、税の納付を申告書提出より先にするか、遅くとも同日には納めましょう。

延長を検討する人は民商にご相談ください。